

有料職業紹介に関する規定

手数料に関する事項

人材紹介契約書 第4条(人材紹介料)

人材紹介料は、次の各号に定める場合に従って、当該各号の定めに従い算出される金額とする。

(1) 候補者を従業員として採用する場合

理論上の年間総収入(以下、理論年収という)の100%(税別)とする。理論年収とは、月次給与の12ヶ月分及び理論上の通年賞与の他、採用決定者と同等の甲の被雇用者に対し通常支払われる、交通費以外の一切の諸手当(所定外労働手当を含む)、報奨金及び一時金を含むものとする。なお、年俸制をとる場合は年俸額を理論年収とする。

(2) 候補者に業務委託等をする場合

候補者の月額報酬3ヶ月分の100%(税別)とする。また、委託業務開始から1年以内に、正社員又は契約社員として採用することになった場合、甲は乙に対して、候補者の理論年収の100%の金額から、乙に支払った人材紹介料(候補者の月額報酬3ヶ月分の100%(税別))を差し引いて支払うものとする。

返戻金制度に関する事項

人材紹介契約書 第6条(人材紹介料の返還)

第4条に基づく人材紹介料は、候補者の自己都合による自主退職及び業務委託等の契約終了(期間満了その他候補者の自己都合以外での契約終了は含まない。)をした場合は、入社日等から退職日又は契約終了日(以下「自主退職日等」という。)までの期間に応じて、乙は、甲に対し、次の各号に定める場合に、それぞれ当該各号に定める人材紹介料を返還するものとする。

入社日等から自主退職日等までの期間が1ヶ月以内の場合 80%

入社日等から自主退職日等までの期間が1ヶ月超3ヶ月以内の場合 50%

入社日等から自主退職日等までの期間が3ヶ月超6ヶ月以内の場合 5%

但し、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する等、甲の責めに帰すべき事由に起因する退社の場合はこの限りではない。